

冬季 労働災害防止に向けて 早めの準備！

岩手山の初冠雪が平年より7日（去年より11日）早い10月6日(木)に観測されました。暑い暑いと言っていた頃が嘘のように、10月には一雨ごとに秋の深まりを感じつつ、渡り鳥の飛来とともに冬の訪れが目前に迫ってまいりました。気象庁の予報では、11月～12月は平年同様に曇りや雨が多いとのこと。またしても大雪の年になるのでしょうか。

労働災害にも季節要素が加わり災害パターンがあります。例年、夏季と冬季が災害の多い季節となっていることはご存じかと思いますが、中でも、東北地方（※盛岡監督管内は県内有数の寒冷地です）は降雪・凍結・気温低下に伴い「冬型」の労働災害が多発する傾向にあり、寒くて雪の多い年は特に「転倒災害」が増加する傾向にあります。

各企業では労働災害防止のためにどのような対策を講じておられますか？これから冬を迎えるに当たり、特に注意すべきは冬型の災害、その中でも「転倒災害」に最大の注意を払い、駐車場、事務所前等も含め、いろいろな対策を早めに講じましょう！

いわて年末年始無災害運動

1 積雪・凍結による転倒災害、墜落災害の防止

- (1) 事業場の敷地図等に積雪・凍結しやすい場所を記入した転倒危険マップ等を作成・掲示し、転倒リスクの見える化を図る。
- (2) 事務所・工場等の出入口付近、駐車場、通路、作業箇所の積雪凍結防止のための囲いの設置、除雪、融雪措置の徹底。
- (3) 工事現場の外部足場、事業場建屋の外階段等の雪の吹き込み防止用ネット等の設置。
- (4) 滑り難い靴等の着用徹底。
- (5) 作業時のヘルメットの着用。

2 車両等のスリップ事故等の交通労働災害の防止

- (1) スタッドレスタイヤ、降雪用ワイパーなどの早めの交換。
- (2) 余裕を持った車両運行計画の作成。
- (3) 速度を控え、早めブレーキ、急ハンドル・急ブレーキ回避の徹底及び十分な車間距離の確保。
- (4) 橋上・トンネル出入口・日陰部分等の速度控え目の徹底。
- (5) ブラックアイスバーンを予測した運転。※
- (6) 運転席を離れる際の車輪止めの設置。

※ブラックアイスバーンとは、濡れているだけのように黒く見え、薄氷の膜ができた路面状態のことで、濡れた路面との見極めが難しい。

3 雪降ろしの際の災害の防止

- (1) 作業開始前の腰痛予防体操の励行。
- (2) 安全装備（滑り難い靴・墜落制止用器具（安全带）・ヘルメット等）の徹底。
- (3) 軒先の立入禁止の徹底。

4 火災・火傷の防止

- (1) 薪ストーブ・焚き火等の着火の際のガソリン・軽油・灯油等の使用禁止。
- (2) ガソリン等可燃物の保管場所の火気厳禁の徹底。
- (3) 事業場、工事現場、寄宿舍等における火気取締責任者の選任、作業終了時・就寝時等の火気の点検の徹底。



5 一酸化炭素中毒の防止

- (1) 屋内で石油ストーブ等を使用する際の換気の徹底。
- (2) 自然換気の不十分な場所では内燃機関を有する機械を使用しない。また、練炭での採暖をしない。
- (3) 工事現場における練炭によるコンクリート養生は、原則避ける。やむをえず練炭を使用する場合は、一酸化炭素中毒の予防について十分な対策を講じようで使用する。

6 凍結の緩みによる土砂崩壊災害等の防止

- (1) 凍結・融解の繰り返しによる地山の緩みから生じる崩壊・転石による災害防止のための作業開始前の地山の点検・こそくの徹底、土止め支保工の適切な設置。
- (2) 融雪・鉄砲水災害防止のため、作業箇所周辺、上流の雪・融水等の状態の調査の実施と調査結果に基づく適切な措置の徹底。

7 作業時の保温・体操の実施

- (1) 作業場内の気温調整、防寒衣の着用等による保温の徹底。
- (2) 作業開始前及び作業の合間の筋肉をほぐす体操の励行。

8 その他の冬季特有災害の防止

- (1) 積雪・強風によるハウス等の転倒・倒壊防止。
- (2) 雪崩による危険防止。
- (3) 吹雪・濃霧による道難防止対策の徹底。
- (4) 除雪作業に用いる車両系建設機械の有資格者による運転と安全教育の徹底
- (5) 除排雪機械の着氷除去作業時のエンジンの停止

冬季の転倒災害を防止しよう！

（「STOP! 転倒災害プロジェクト」の推進）

こんな場所等は転倒災害防止への注意が必要!!

- 人や車の出入りにより積雪が踏み固められた通路
- 段差や傾斜のある通路
- 濡れたタイル張りの床
- 凍結面の上に雪が積もった路面

マンガでわかる働く人の安全と健康（教育用教材）



厚生労働省では、働く人の安全と健康について、初めて学ぶ方向けに視聴覚教材（漫画教材）を作成しています。

外国人労働者等に対して適切な安全衛生教育が実施されるよう、14 言語（一部 11 言語）（日本語、英語、中国語、ベトナム語、タガログ語（フィリピン）、クメール語（カンボジア）、インドネシア語、タイ語、ミャンマー語、ネパール語、モンゴル語（、スペイン語、ポルトガル語、韓国語））に対応した業種・作業・危険有害要因（17 種類）と業種共通（1 種類）の教材を用意していますので、事業場における安全衛生教育に、ぜひご活用ください。

厚生労働省
まんがでわかる働く人の安全と健康



【業種別では以下の内容】

共通教材、介護業、ビルクリーニング業、製造業（素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業）、移動者整備業、航空業、宿泊業、食品製造業、外食業、陸上貨物運送業、小売業、食品加工業、溶接業、鋳造業、製材業、生コンクリート製造業、倉庫業

【作業別では以下の内容】

フォークリフト、クレーン・玉掛け作業、化学物質取扱い（基礎）、化学物質取扱い（管理）、鉄工作業、塗装、めっき、交通労働災害、人や重量物の運搬作業

まんがでわかる安全衛生

まんがでわかる働く人の安全と健康

右のURLをクリックすると、下の各業種のパンフレットを見ることができます。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13668.html

安全衛生と 労災防止の基本	介護業の安全衛生	ビルクリーニング業の安全衛生
製造業3分野の安全衛生	自動車整備業の安全衛生	航空業の安全衛生
宿泊業の安全衛生	飲食品製造業の安全衛生	外食業の安全衛生

情 報

働き方・休み方改革シンポジウム 令和4年11月25日（金）13：30～16：00

厚生労働省委託事業として、働き方・休み方改革シンポジウムが開催されます。オンライン配信もありますのでご参加ください。

セッションテーマ ①「働き方・休み方改革と選択的週休3日制」

②「リモートワークなどの働き方の新しいスタイルの現状と今後の課題」

詳しくは、[厚生労働省 働き方・休み方改善ポータルサイト](#) をご覧ください。→→→
（「シンポジウム・セミナー情報」からお申込みいただけます。）



岩手県最低賃金が「時間額 854 円」になります！（令和4年10月20日から適用）

岩手県内企業で働く全ての人に適用される最低賃金が「時間額 854 円」になります。パート・アルバイト、年齢・性別などの違いにかかわらず、全ての労働者に適用されます。（※一部、産業別最低賃金が適用される業種で、岩手県最低賃金額より高い金額が定められている場合、産業別最低賃金が適用されます。）

《ご注意ください！》

過去の監督指導において、賃金計算ソフトの修正が行われておらず、賃金未払いになっている事例が散見されますので、賃金計算ソフトの時間単価修正漏れ、割増賃金の時間単価修正漏れがないか、ご確認をお願いいたします。

詳しくは、[岩手労働局 賃金室担当](#) →→→



11月は「過労死等防止啓発月間」です

過労死等防止対策法（平成26年法律第100号）では、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等防止対策推進シンポジウム、過重労働解消キャンペーン（長時間労働の削減、過重労働による健康障害防止対策の徹底、労働時間の適正な把握の徹底、賃金不払残業の解消）、労働条件相談ほっとライン（無料電話相談）、過重労働解消のためのセミナー、過重労働解消相談ダイヤル（11/1～5）、ベストプラクティス企業訪問などを展開します。

岩手労働局ホームページもご覧ください。

[労働時間・休日](#)

[過重労働解消キャンペーン特設サイト](#) →→→



11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です

気を付けてください。その発注がどこかの職場で「しわ寄せ」を生んでいるかもしれません。

大企業等と下請等中小事業者は共存共栄！

適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう！

[しわ寄せ防止特設サイト](#) →→→

